

公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘 事項 件数	意見 件数
環境部	総務、環境政策課、廃棄物指導課、環境保全課、 斎場、資源循環推進課、建設課、施設課	令和2年11月24日 ～令和3年3月31日	5	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和2年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等は重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【環境部】

指 摘 事 項

《財務監査》

[会計年度任用職員給与支給事務]

健康保険・厚生年金保険被保険者に対して賞与を支給した際は、支払日より5日以内に、日本年金機構へ被保険者賞与支払届を提出しなければならないにもかかわらず、会計年度任用職員に対して支給した賞与に関して、期限内に届け出していないものがある。

[旅費支給事務]

旅費において、日当額の計算を誤り、規定より少なく支給されているものがある。

〔契約事務〕

修繕業務の請負契約において、修繕目的物の品質等が契約の内容に適合しないものであるとき、契約内容の完全履行を請求できる期間が民法の規定より短くなるなど、市にとって不利な内容となっているものがある。

〔補助金等交付事務〕

環境衛生の改善を目的とし、害虫防除の薬剤等を補助対象としている久留米市環境衛生害虫等防除活動事業費補助金において、補助金を受け取る団体が薬剤等を購入する際に、個人が所有するカードを使用してポイントを取得しているものがある。

〔物品管理事務〕

備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。

意見

《事務監査》

田主丸及び北野地域については、それぞれの一部事務組合（田主丸：うきは久留米環境施設組合、北野：甘木・朝倉・三井環境施設組合）の中間処理施設において、ごみ処理を行っている。

ごみの長期安定的な処理及び分別方法や収集回数など市民サービス統一の観点から、本市単独処理を目指すことが望ましい。田主丸地域は令和9年度末、北野地域は令和4年度末に一部事務組合からの脱退に向け協議を行っている。脱退に当たっては組合の財産の処分等について各構成市町の議決を要するため、丁寧かつ計画的に調整を図られたい。脱退後の田主丸・北野地域のごみ処理については、今後のごみ排出量等を見極め、上津クリーンセンターの建替えとの整合を図り、効率的なごみ処理方法を検討されたい。